

令和3年1月29日

京都市文化市民局  
〔担当：地域自治推進室市民活動支援担当〕  
電話：222-4072

## 「京都市いきいき市民活動センターの在り方の基本方針」の策定について

京都市では、コミュニティセンターの廃止に伴い、既存施設を社会資源として有効活用し、市民の皆様がいきいきと活動できる場所と機会を提供するため、平成23年度から市内13箇所に「いきいき市民活動センター」（以下「いきいきセンター」という。）を設置しています。

設置から約9年が経過し、いきいきセンターが真に市民生活、市民活動を総合的に支援する施設へと進化していくため、今後のいきいきセンターの在り方について、基本的な考え方を示すことを目的として、この度、市民意見募集の結果等を踏まえた「京都市いきいき市民活動センターの在り方の基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定いたしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 基本方針の策定に至るまでの経過

いきいきセンターは、施設の設置当初から、指定管理者制度を導入し、それぞれが独立した公の施設として、指定管理者を中心に、地域や利用者との「交流」、「協働」を通じ、特色ある施設への「進化」を目指すこととしています。

今後、いきいきセンターが真に市民生活、市民活動を総合的に支援する施設へと進化していくため、平成31年3月に京都市市民活動センター評価委員会に「京都市いきいき市民活動センターの在り方について」を諮問し、令和2年3月に答申が提出されました。

答申を踏まえ、「京都市いきいき市民活動センターの在り方の基本方針（案）」を作成し、令和2年10月から11月にかけて、広く市民の皆様から御意見を募集しました。

令和2年	3月	京都市市民活動センター評価委員会から「京都市いきいき市民活動センターの在り方について答申」の提出
	5～7月	サウンディング型市場調査（※）等
	10～11月	「基本方針（案）」に関する市民意見募集の実施
令和3年	1月	「基本方針」策定

※サウンディング型市場調査とは

公有財産の活用や民間活力導入の検討などを行う際、事業発案や事業化検討段階において、事業者等との対話を通じ、アイデアの収集や市場性の有無、実現可能性の把握を行うもの。

裏面あり

## 2 基本方針の内容（概要） ※詳細は別紙を参照

本基本方針では、いきいきセンターにおけるこれまでの運営状況や課題を踏まえつつ、指定管理者に経営努力を促すことで、利用者サービスの向上と効率的な運営等を図るため、利用料金制を導入するなど、指定管理業務の仕様を見直すこととしています。そのほか、施設の更なる進化に向けた活用提案の検討や、老朽化する施設の対応方針といった施設運営の基本的な考え方を示しており、これらの考え方を第4期指定管理期間（令和4年度開始）からの施設運営に反映します。

## 3 今後のスケジュール（予定）

令和3年	2月	京都市市民活動センター条例改正（利用料金制導入）議案の提出
	夏頃	第4期指定管理者募集
	11月	指定管理者の指定議案の提出
令和4年	4月	第4期指定管理期間開始（新たな仕様での施設運営）